(4) 沖縄県の離島地域に適用する基準料率〔その５　７か月～５日契約〕

(単位：円)

車種 ＼ 保険期間			7か月契約	6か月契約	5か月契約	4か月契約	3か月契約	2か月契約	1か月契約	5日契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用		13,450	12,190	10,930	9,660	8,400	7,140	5,880	
	自家用		11,500	10,520	9,540	8,550	7,570	6,590	5,600	
営業用乗用自動車	個人を除く		15,780	14,190	12,590	11,000	9,400	7,810	6,210	
	個人		15,780	14,190	12,590	11,000	9,400	7,810	6,210	
自家用乗用自動車			5,860	5,680	5,500	5,330	5,150	4,970	4,800	
普通けん引及び普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの	10,290	9,480	8,670	7,860	7,050	6,240	5,430	
		最大積載量が2トン以下のもの	9,860	9,110	8,360	7,610	6,870	6,120	5,370	
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの	10,290	9,480	8,670	7,860	7,050	6,240	5,430	
		最大積載量が2トン以下のもの	9,860	9,110	8,360	7,610	6,870	6,120	5,370	
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用		6,630	6,340	6,060	5,770	5,480	5,190	4,910	
	自家用		6,630	6,340	6,060	5,770	5,480	5,190	4,910	
小型二輪自動車			4,750	4,730	4,710	4,690	4,680	4,660	4,640	
軽自動車	検査対象車		4,960	4,910	4,860	4,810	4,770	4,720	4,670	
	検査対象外車									
原動機付自転車										
大型特殊自動車及び小型特殊自動車			4,710	4,700	4,690	4,680	4,660	4,650	4,630	
緊急自動車			4,740	4,720	4,700	4,690	4,670	4,650	4,640	
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		4,780	4,760	4,730	4,710	4,690	4,670	4,640	4,630
	(ロ) 小型二輪自動車		4,750	4,730	4,710	4,690	4,680	4,660	4,640	4,630
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	4,750	4,730	4,710	4,690	4,680	4,660	4,640	4,630
		検査対象外車	4,750	4,730	4,720	4,700	4,690	4,670	4,660	4,650
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車		4,640	4,640	4,640	4,630	4,630	4,630	4,630	
	(ロ) 教習用自動車		4,640	4,640	4,640	4,630	4,630	4,630	4,630	
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)	4,880	4,840	4,810	4,770	4,730	4,690	4,660	
		b 小型二輪自動車	4,680	4,670	4,660	4,650	4,650	4,640	4,630	
		c 軽自動車 検査対象車	4,680	4,670	4,660	4,650	4,650	4,640	4,630	
		c 軽自動車 検査対象外車								
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車			4,630	4,630	4,630	4,630	4,630	4,630	4,630	
検査対象外被けん引軽自動車										

(注) 1．本表は、沖縄県の離島に使用の本拠を有する車両に適用する。
2．沖縄県の離島とは、沖縄本島以外の島であって、橋又は隧道による沖縄本島との間の交通又は移動が不可能なものをいう。

3．自動車損害賠償責任保険普通保険約款第１３条第２項の規定により保険料を返還する場合の返還保険料

返還保険料は、次の計算により算出した額とする。ただし、算出した額に１０円未満の端数が生じた場合は、その端数を四捨五入して１０円単位とする。

(1) 保険期間開始後における解約

イ　保険期間１３か月までの契約

返還保険料＝（１２か月契約の純保険料率＋１２か月契約の社費中損害調査費相当部分）

$$\times \frac{\text{未経過月数}}{\text{１２か月}}$$

(注) 未経過月数は、保険期間月数－既経過月数とする。ただし、既経過月数に端数を生じた場合は、その端数を１か月に切り上げる。以下同じ。

ロ　保険期間１３か月を超え２５か月までの契約

(イ) 未経過期間１３か月以上で解約する場合

返還保険料＝２４か月契約の１年を超える部分の純保険料率＋２４か月契約の１年を超える部分の社費中損害調査費相当部分＋（１２か月契約の純保険料率＋１２か月契約の社費中損害調査費相当部分）$\times \frac{\text{未経過月数}-\text{１２か月}}{\text{１２か月}}$

(ロ) 未経過期間１２か月以下で解約する場合

返還保険料＝（２４か月契約の１年を超える部分の純保険料率＋２４か月契約の１年を超える部分の社費中損害調査費相当部分）$\times \frac{\text{未経過月数}}{\text{１２か月}}$

ハ　保険期間２５か月を超え３７か月までの契約

(イ) 未経過期間２５か月以上で解約する場合

返還保険料＝３６か月契約の１年を超える部分の純保険料率＋３６か月契約の１年を超える部分の社費中損害調査費相当部分＋（１２か月契約の純保険料率＋１２か月契約の社費中損害調査費相当部分）$\times \frac{\text{未経過月数}-\text{２４か月}}{\text{１２か月}}$

(ロ) 未経過期間１３か月以上２４か月以下で解約する場合

返還保険料＝３６か月契約の２年を超える部分の純保険料率＋３６か月契約の２年を超える部分の社費中損害調査費相当部分＋（３６か月契約の１年超２年以内の純保険料率＋３６か月契約の１年超２年以内の社費中損害調査費相当部分）

$$\times \frac{\text{未経過月数}-\text{１２か月}}{\text{１２か月}}$$